神奈川県個人情報取扱事務委託基準

平成2年9月21日 県民部長、出納局長通知 平成13年8月23日 県民部長、出納局長通知 改正 平成18年3月3日 県民部長、出納局長通知 改正 平成20年10月8日 県民部長、会計局長通知 改正 改正 平成21年2月25日 県民部長、会計局長通知 改正 平成22年1月25日 県民部長、会計局長通知 政策局長、会計局長通知 改正 平成27年1月15日 政策局長、会計局長通知 改正 平成27年12月9日

1 委託基準の趣旨

この基準は、神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)の実施機関が、個人情報の取扱いに係る事務又は事業を実施機関以外の者に委託する場合に、同条例第 13 条の規定により受託者に対し個人情報保護のため必要とする措置を契約上義務付けるに当たり、その基準を定めるものである。

2 委託基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する契約のすべてとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等を含み、また、収納の委託等の公法上の委託も含む。ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合(地方自治法第 252 条の 14 から第 252 条の 16)は含まれない。

3 委託基準の位置付け

委託契約の内容は当該委託の事務又は事業の性質によって、また、当該取扱いに係る個人情報が、実施機関が保有するものか受託者が保有するものかによってもかなり異なるものになることが予想され、更には、各所属で行っている事務は多種多様であり、一律に措置を定めることはむずかしいことから、措置に当たっては、「契約上の措置例」を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして、個人情報保護のための措置を講じていくこととする。

また、契約の内容によっては、契約金額が少額等のため、契約書等の作成を省略するようなものもあるが、個人情報保護の観点から措置が必要と考えられる場合は契約書等を作成し、基準に準じた措置を講じるものとする。

4 契約に当たっての留意事項

この基準は、実施機関が個人情報の取扱いを外部に委託する場合に、その適正な取扱いを確保するため契約上に措置すべき事項を定めたものであるから、契約上の措置のほか個人情報保護の観点から次のような点にも留意して契約を行うことが必要である。

(1) 委託に当たっての注意点

① 委託内容の明確化

委託の内容により個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にし、受託者において目的外使用が生じないようにする。

② 相手方の慎重な選定

個人情報の適正な管理が期待できる相手方を選定する。

特に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」という。)に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、契約締結前に委託先候補者から個人情報に係る取扱規程の提出を求める等、委託先候補者の安全管理措置について慎重に確認を行う必要がある。

③ 措置事項の周知

入札 (見積合せ)等においては個人情報保護のために措置すべき事項等について説明を行い、契約に当たり支障が生じないようにする。

(2) 委託時に講じる措置

① 契約締結時においては受託者に対して、個人情報保護のための措置等 について十分説明し、理解させる。

特に、個人番号を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託 先において番号利用法及びガイドラインに基づき県が果たすべき安全管 理措置と同等の措置を講じる必要があることから、その点を十分に説明 し、委託先が講じる安全管理措置が県と同等の措置となっているか確認 するとともに、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人番 号を含む情報の持出しの禁止、個人番号を含む情報の目的外利用の禁止、 再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委 託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う 従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況につ いての報告及び必要に応じた委託先への実地調査について規定するもの とする。 また、再委託や再委託した事務をさらに委託すること(以下「再委託等」という。)の承諾に当たっては、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置等が、再委託等の相手方においても同様に講じられるよう、その措置の内容を十分確認するとともに、再委託等の相手方に対して、個人情報保護のために必要な留意事項を説明し、理解させるものとする。

- ② 個人情報を受託者に引き渡す場合には、委託事務の範囲内で必要最小限のものとするが、可能な限り、事前にコード化等により個人が識別できないような措置を講じる。
- ③ 個人情報の帰属を明確にするなどして、トラブルが生じないようにする。

(3) 委託後に講じる措置

個人情報保護のための措置等が的確に履行されるよう、受託者からの情報セキュリティ点検の結果報告、必要に応じた立入調査、個人情報の廃棄・消去に際しての立会い等により、必要な措置が確実に講じられていることを確認する。

なお、再委託等については、個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の 危険性が高まること、個人情報の保護について県や受託者の監督が及びに くくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきもので はなく、やむを得ない場合に限って認められるものであることに留意する 必要がある。

《契約上の措置例》

- ※ この措置例においては、甲は委託者である県、乙は受託者である。
- ◎ 契約に当たっては、本契約に次のような条文を規定し、別添に特記事項を加えるものとする。

(個人情報の保護)

○○条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔特記事項〕

(秘密等の保持)

第1条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

[説 明]

- 受託者が、委託契約による業務に関して知り得た個人情報についても漏えいすることを禁止することにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。
- ここでいう個人情報は、一般に言われている個人の秘密に限らず、健康状態、学歴、所得等に関する情報など、個人に関するすべての情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 契約の内容によって、特に注意を要する個人情報を取り扱う場合があると きは、受託者が受託業務に従事する者に対して個人情報を漏えいしないよう 指導徹底する内容の規定とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

- 「関係法令等」とは、個人情報保護法、同法施行令及び個人情報保護条例 のことである。受託者が、個人情報取扱事業者の場合、法と条例の両方の規 定に従う必要がある。
- 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある 個人の権利利益で、個人情報の取扱いを伴うものであれば経済的なあるいは 社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的 な利益も含まれるものである。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築 し、その体制を維持しなければならない。

[説 明]

○ 受託者における責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を実効性のある ものにする必要がある。

(責任者、従事者)

- 第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければな らない。
- 4 乙は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

- 委託業務に係る個人情報の取扱い責任者や従事者を明確にすることによって、実施機関が把握している関係者以外の者が個人情報を取り扱うことがないようにする。特に責任者を明確にすることによって、従事者の独断的行動を防止する。
- 責任体制については体制図を、責任者及び従事者については名簿を提出させる。
- 従事者とは、雇用関係の有無にかかわらず、受託者の指揮監督を受けて受 託業務に従事している者をいい、役員、非常勤職員、アルバイト、派遣労働 者等を含む。
- 責任者や従事者が異動や退職等で変更になった場合に実施機関が把握できるよう、受託者に届出をさせるとともに、個人情報の安全管理に関する事項が確実に引き継がれるよう、責任者や従事者を変更する場合の手続を定めさせる必要がある。
- この規定は、実施機関が従事者等を指揮監督する趣旨のものではないこと に留意する必要がある。

(派遣労働者)

- 第5条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

[説 明]

○ 受託者が雇用関係にない派遣労働者等を従事者とする場合に、雇用関係に ある者と同等の守秘義務を課させるとともに、受託者の管理責任を明確にす る必要がある。

(従事者等の教育及び研修)

- 第6条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を 図るため、責任者及び従事者に対し、神奈川県個人情報保護条例に規定する 実施機関及び受託者の責務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事 項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及 び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

[説 明]

- 個人情報保護条例において、委託業務の受託者は実施機関と同様に個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じることが義務付けられており、また、委託業務の従事者には、職員と同様に義務が課され、罰則の適用もあり得ることから、そのことを周知させるとともに、特記事項を含む委託契約や雇用契約、就業規則において求められる個人情報の安全管理措置の内容と必要性を十分に理解させる教育や研修を実施させ、「業務が忙しくても情報を持ち出さない。」といった意識の向上を図らせる必要がある。
- 個人情報の漏えいは、従事者がかかわる事案が大半であることから、受託者において、従事者に対する個人情報の安全な取扱いのために必要な教育や研修が確実に行われるよう、体制を明確にさせ、計画的に実施させる必要がある。

(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変 更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書

面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報 の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原 則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要とな る場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙は第2項各号に 規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載し た書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約 内容にかかわらず、甲に対して個人情報の処理に関する責任を負うものと する。

- 委託業務そのものの再委託を禁止している場合は、この規定は不要となる。
- 再委託の承諾に際しては、再委託によって個人情報を取り扱う者が増え

て漏えい等の危険性が高まること、個人情報の保護について県や受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限って認められるものであることに留意する必要がある。

- 受託者に責任ある対応を求めるため、事務の全部の再委託については承 諾しない。
- 第2項第7号の個人情報保護措置の内容や第4項の再委託契約の内容と しては、委託契約 (特記事項) と同様の安全管理措置の内容が規定されて いることを再委託に係る契約書の写し等で確認する必要がある。

なお、再委託に係る契約書の写しを提出することに支障がある場合には、 乙と再委託の相手方との間における覚書や誓約書等により確認することも 差し支えない。

- 第5項は、第11条第11項の規定により受託者から定期的に報告される情報セキュリティ点検の結果のほか、県が必要と認めた場合には、再委託等の相手方における委託業務の履行状況の報告を受託者に求めるための規定である。
- 第6項は、再々委託は原則として認めないものであるが、やむをえず認める場合には、再委託の内容の変更として実施機関の承諾が必要であることを明らかにするための規定である。
- 第7項は、再々委託を行おうとする場合の提出書類についての規定であり、再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容等について、乙に適切な把握を求めるものである。
- 第8項は、再々委託を行う場合でも、甲に対しての個人情報の処理に関する責任は乙が引き続き負うことを確認的に規定するものである。

(収集)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

[説 明]

- 個人情報保護条例において、実施機関が個人情報を収集する場合には、その目的を明確にし、必要最小限にすること及び適法かつ公正な手段によることが規定されており、その趣旨から受託者が収集する場合においても同様に規定したものである。
- 個人情報の収集に当たっては、収集の主体を明確にし、管理等に支障が生 じないようにする必要がある。
- 受託者が個人情報を収集しない場合は、この規定は不要となる。

(目的以外の使用禁止)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報

又は甲から引き渡された○○ (○○に記録された個人情報の全部又は一部を 複写等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。)を甲の指 示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供 してはならない。

[説 明]

- 「○○」には、実際に引き渡す物(リスト、電算入力する原資料等の名 称)を記入する。
- 個人情報保護条例においては、個人情報の利用、提供に当たっては、収集 したときの目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないとしており、 その趣旨から実施機関が引き渡した個人情報や受託者が収集、作成した個人 情報のうち実施機関に帰属する個人情報についても厳格にその取扱いを規制 する必要がある。
- 実施機関に帰属するものとしては、実施機関が様式を指定して収集させる 場合や受託者が実施機関の名において収集するような場合が該当すると考え られる。

(複写、複製の禁止)

第 10 条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された○ ○を甲の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

[説 明]

○ 引き渡された○○を処理するに当たり、安全対策上ファイルの二重化等業務の都合で複写等する必要がある場合は、甲が確認して承諾するものとする。

(個人情報の安全管理)

- 第 11 条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報 又は甲から引き渡された〇〇に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失 (以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な 管理に努めなければならない。
- 2 乙は、甲から○○の引き渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出する。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。) を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所 を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち 出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記 した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記

録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部 記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性につい て、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 乙は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的に実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

- 個人情報保護条例において、受託者は、個人情報の漏えい等の防止その他 の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定 されていることを受けた規定である。
- 第3項の作業場所は、実施機関が指定する場所とすることも考えられる。 また、第5項の運搬方法としては、防犯ブザー付きカバンの利用や電子データの場合には暗号化処理等が考えられる。
- 第7項のパソコン等を作業場所から持ち出す場合については、修理等の理由による場合が考えられるが、そのような場合であっても、パソコン等から個人情報を消去させた上で、承諾を行うものとする。
- 第8項は、パソコン等が私的目的と業務目的とで兼用されることによる事故を防止するための規定である。したがって、通常は業務目的で使用されているが、時々私的目的で使用されているパソコン等も私用のパソコン等に含まれる。私用のパソコンやUSBメモリ等は、一般に情報セキュリティ対策が十分ではなく、従事者が個人的に利用することによってコンピュータウイルスに感染し、個人情報が流出するおそれが高いことから、業務での使用を禁止する必要がある。
- なお、「私物」のパソコン等については、情報に関する権利義務とパソコン等に関する権利義務とが一体的に取り扱えないことから、管理責任が十分

に果たされなくなるおそれがあるので、業務目的専用の場合にのみ例外的に 使用が認められるものであることに留意する必要がある。

- ウィニーやシェアといったファイル交換(共有)ソフトは、個人情報の漏 えい等につながるおそれが高いので、業務用パソコンへのインストールを禁 止する必要がある。
- 第 10 項の規定は、乙が庁内の作業場所で実施機関の端末操作のみを行い、個人情報の管理については実施機関が行っているような場合は、不要となる。
- 第 11 項の情報セキュリティ点検は、通年の委託契約の場合は、毎月1回 実施する等の規定とする。
- なお、契約終了後も同一の受託者に引き続き業務を委託するような場合に は、個人情報の所在と管理責任を明確にするため、契約の切替え時に、受託 者から個人情報を継続して利用する旨の届け出をさせる必要がある。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

- 第 12 条 甲から引き渡された○○に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する 等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければな らない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

- 個人情報の返還や廃棄等を受託者の義務として明確にすることによって、 個人情報の流出や保存されたまま放置されることを防止する必要がある。
- 第1項は、個人情報の帰属を明確にすることによって、受託者による個人情報の返却や廃棄等に漏れが生ずることを防止するものである。
- 第4項は、受託者が、受託業務で使用したパソコン等を引き続き使用する

場合を想定した規定である。

○ 委託業務終了後であっても、プログラムの点検・修正等のために、受託者 にデータを一定期間保有させておく必要があるような場合には、安全管理措 置を引き続き遵守することを条件に、その旨規定することも考えられる。

(事故発生時の対応)

- 第 13 条 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事 実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に 知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の 公表に努めなければならない。

[説 明]

- 事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される可能性が高いので、 迅速に報告させる必要がある。また、事故に対する措置は、事故の内容に応 じて実施機関において、迅速、適切な措置を指示しなければならない。
- 事故の被害を最小限とするためには、できるだけ早い段階で対応すること が重要であることから、実施機関と受託者とが協力して速やかに措置を講ず ることとし、被害者に事実関係を通知する必要がある。
- 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係 等を公表させるようにする。

(立入調査等)

第 14 条 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 実施機関は、受託者において、特記事項が適切に遂行されているかどうか を報告の徴収や作業場所への立入調査により確認し、必要があると認めた場 合には、改善を指示するものとする。
- 作業場所への立入調査は、委託契約期間中1回以上行うことが望ましいが、 情報セキュリティ点検の結果や委託契約の実態に応じて報告の徴収とするこ とも考えられる。作業場所がデータセンター等で受託者のセキュリティポリ シー上入室が禁止されている場合や遠隔地等の場合で立入調査が困難な場合

は、受託者から JISQ15001 (プライバシーマーク) や JISQ27001 (ISMS) 等 の適合認証取得証明書を提出させることをもって、立入調査に代えるような 規定とすることが考えられる。

(契約の解除)

- 第 15 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより 甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

[説 明]

○ 本契約に措置事項に違反した場合の契約の解除や損害賠償に関する規定が 盛り込まれている場合は、この規定は不要となる。